

松川町定例農業委員会議事録 第2回（5月）

1 開催日時 令和6年5月23日（木） 15:00 ～ 16:45

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 4番 大澤 政弘

5番 佐々木 孝子 6番 牛久保 守 7番 米山 孝広

8番 齊藤 和勇 9番 古谷 はるみ 11番 下澤 隆治

12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉 14番 池田 毅

15番 赤羽目 聖 16番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織 主査 羽場 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 ー小沢係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下（敏） 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 4番 大澤委員 5番 佐々木委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 140㎡ 畑 所有権移転

○北沢委員説明

譲渡人と譲受人は親戚関係。長い年月の中で本来の境界から現在の境界に変わってしまった

とのこと。譲受人はずっと苦ししてきた。本来の境界に戻すために所有権の移転を行いたい。両人とも承諾・納得しているので問題ないかと思う。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 3筆 1330㎡ 田 所有権移転

○米山（孝）委員説明

譲渡人は亡くなっており、現在法律事務所名義となっている。所有するにはまとまった金額が必要とのこと。今後の福与圃場整備事業にあたり、町内の方に所有していただきたい意向あり。譲渡人の相続人はおらず、今後も安心できる譲受人にお願いしたいという経緯があるので審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

今後このような形は出てくると思うが、まとまった金額が必要というような話も出てきた。事務局でこのようなことがわかれば説明願いたい。

○米山（孝）委員説明

譲渡人は亡くなってしまい、相続する人がいないと聞いている。その土地を所有するにあたって、裁判にかけられるようだ。お金と引き換えに土地を所有するというようなもの。

○事務局

弁護士が入っているので、管財人みたいになっていたと思う。普通に売られてしまうと誰でも買ってしまうということで、区の方で譲受人に相談したものなのか。

○米山（孝）委員説明

圃場整備の会長ならわかるかもしれないが。同じ町内で安心できる人ということで譲受人に話がいったと思う。

○事務局

裁判になると誰でも買えるので、そうならないように動いたのではないかということだと思う。金額は、土地の単価やさまざまな経費等を算出していると考えられる。

福与圃場整備事業も関係しているようなので、リニア対策課にも聞いてきて後ほど回答したいと思う。

○会長

事務局にて確認をしてくるので、議案番号2番は後からにして、先に3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 661 m² 畑 所有権移転

○松下（守）委員説明

譲渡人の父が亡くなり、耕作することができなくなった。隣に住んでいる譲受人に譲渡したいというもの。特に問題ないと思う。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 124.99 m² 畑 農機具倉庫 所有権移転

○牛久保委員

申請者が古くなった農機具倉庫を建て直そうとして調べたところ、農地であったことが判明。申請者の父が許可なく農機具倉庫を建ててしまっていた。経過報告書も併せて提出していただいている。現在は鉄骨の農機具倉庫であるが、新たなものも鉄骨で建てると聞いている。雨水排水は地下浸透。隣接する農地の所有者からも承諾あり。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

○会長

それではここで議案第1号 議案番号2番に戻って、事務局説明をお願いします。

○事務局説明

リニアの係に確認してきた。申請農地は実際に相続放棄がされていて、宙に浮いてしまった状態だったようだ。役員の皆さんが困ってしまって相談したところ、この申請農地以外にも

所有者の土地があり、実際にその土地を譲受人が借りていたという経過もあったようだ。そのこともあり、農地の取得について相談し、今回すべて購入して耕作していくことになったとのこと。実際に相続放棄もされていて、そこに譲受人のほうで弁護人を立てて手続きを行ってきているという状態になっているということです。

○会長

内容はなんとか皆さん理解いただいたかと思います。

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 666㎡ 畑 共同住宅 所有権移転

○大場（健）委員説明

申請地の周りがある方（農地以外）にも書面でなくても良いので同意を得てもらいたいという話をした。問題は南側にある農地で、所有者を聞いて同意をもらおうと思い、他県まで出向いていったが、そこには所有者はおらず、近所の方の話だと5年以上そこには住んでいないということで、それ以上追跡できなかつたとのこと。そのため、農地の所有者には同意をもらうことができなかつたが、これ以上追跡できなければしょうがないという話になり私のところへ申請者代理人の行政書士が見えたが、このような場合どうしたら良いのかというのもこの場で協議をいただけたらと思う。

○事務局

今回の申請に関して、隣接農地の方の登記簿上の住所が県外であり、そちらへ同意をいただくため譲受人が向かったが、別の方が住まわれており、その方にはお会いすることができず、また電話等でも連絡はつかなかつたとのこと。農地に不動産屋が入っているようで連絡を取りたいと聞いてみたが、個人情報なのでと教えてもらえなかつたとのこと。その時点で事務局に相談があつた。県に確認したところ、あくまで転用後、後々のトラブルを防ぐためのものであり、町では近隣農地所有者の方に同意を書面でいただくことを基本としているが、県としては同意書の提出が必須ではないので受け付けられるとのことであつた。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○大澤委員

この件について判断するにあたり、法律的にどうかがわからないと委員として賛否の判断がしづらと思うが、そこらへんいかがか。

○事務局

法律上では近隣農地の方に必ず同意書をもらわなければならないという義務はありません。

○佐々木委員

隣の農地は草が生い茂っていると聞いたが、集合住宅であるが、所有者がわからなくても草を刈ったりすることはできるのか。

○会長

法律的には問題ないとのことだが、実際運用の中では草が生えてそのままなど、問題はあるかもしれない。

○事務局

確か今年の4月から民法の規定で所有者がわからない土地についても、事前に通知をしてある程度期間を設けて事前通達をすれば、他人の土地であっても草を刈ったり整備したりしてもよいという規定に変わったと聞いている。

○牛久保委員

先ほど隣接の農地の同意はいらぬ、法律上規定がないというお話だった。要は、建物が立った後に隣接の方から苦情が出たりトラブルになったりするのを防ぐために事前に同意を得ているものだとして解釈している。今回のように隣接の土地所有者が不明の場合は仕方ないのではないかと私は思う。

○齋藤委員

トラブルがあったときのために取っているものだとして解釈している。他の町村では義務化されていないので、この承諾書を取っていない町村もあると聞いたことがある。なくてもこの場合しょうがないのではないかと私は思う。トラブル防止のためのものであると思うので、私は問題ないのではと解釈する。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【挙手大多数】

○会長

大多数の賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 大島 1筆 702㎡ 畑 住宅 所有権移転

○大場（武）委員説明

譲受人は譲渡人の孫で、譲受人が住宅を建設するというもの。農振除外の許可済みである。審議願いたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 14 件）

所有権移転（ 1 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

利用権設定のNo.9 及び 10 について、借主はたびたび管理ができていないと問題になっていたかと思う。継続となっているが大丈夫か。

○事務局

こちらは借主の借家のまわりになる。家から離れた畑などは、管理ができなかったり解約したりした圃場もあるが、今回の申請圃場は家の周りであり、継続して住み続けていきたいという意思から、家のまわりも野菜を作ったり管理したりしていきたいとのことで、契約の継続で申請されたもの。

○会長

他の圃場は地域から苦情も出ていたこともあるので、しっかり管理できるようにみらいのほうでも指導をお願いしたい。

○会長

他によろしいですか。こちらは報告案件になりますので議決はありません。議案第 4 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

○北沢委員

はこべの表紙が大澤委員の作成したジオラマ、中には大沢地区の取り組みが書かれています。女性の農業委員で相談して、6月の大沢地区の話し合いに参加させてもらいたいと思っているので、よろしく申し上げます。

②事務局からの協議事項

- ・水利組合の代表者について（5月22日時点）[資料 No. 1]
- ・地域計画策定に向けた工程表について[資料 No. 2]

(6) 営農支援センターから

- ・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策事業）について（大沢地区・部奈地区）
- ・水田活用支援（畑地化促進事業）について
- ・令和5年度 中間管理事業の実施状況について

(7) 閉会 一小沢係長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

4 番 _____ 印

5 番 _____ 印